

令和4年7月29日

一般社団法人広島県医師会会長 様
一般社団法人広島県病院協会会長 様

広島県ワクチン政策担当課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）のうち、「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業）」の交付要領の改正等について（周知依頼）

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）のうち、令和4年7月5日付で対象期間延長を通知していた「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業）」について、別紙のとおり、取扱いを定めるとともに、県ホームページに掲載しました。

あわせて、「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」第4期間及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業）」第8期間については、申請様式を定め、県ホームページに掲載しました。

なお、「新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業）」第8期間を含む、第7期間以降は、郵送での申請に加えて、webからの申請も可能としています。

については、貴会会員へ周知をお願いします。各市町予防接種担当課には、県から別途通知しています。

（参考）県ホームページ掲載箇所

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/corona-vaccine-koufukin.html>

（広島県 HP >組織でさがす >健康福祉局 >薬務課 >新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の活用によるワクチン接種促進支援について）

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る補助金交付の取扱い

令和4年7月27日
広島県健康福祉局ワクチン政策担当

1 事業内容

時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣する場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）に対し支援を行います。

※「集団接種会場」は自治体が開設する県内全市町の集団接種会場への派遣を対象とし、職域接種は含みません。

2 補助対象機関

時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した県内医療機関（診療所・病院）

※当該派遣を行った医療機関（派遣元）へ補助金を交付します。

3 対象期間

次の各期間における派遣が対象となります。

第1期間：令和3年4月1日（木）から令和3年12月4日（土）まで

第2期間：令和3年12月5日（日）から令和4年3月31日（木）まで

第3期間：令和4年4月1日（金）から令和4年8月6日（土）まで

第4期間：令和4年8月7日（日）から令和4年9月30日（金）まで

4 補助対象経費

集団接種会場に時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行った場合に、派遣に要する経費（医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に影響を受ける職員の基本給や手当等）を、次の単価による所要額を上限として補助します。

- ・医師 1人1時間あたり7,550円（上限）
- ・看護師等 1人1時間あたり2,760円（上限）

※「看護師等」とは、ワクチン接種を行う看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士、臨床検査技師が対象となり、薬剤師や事務職員を含みません。

※単価は消費税込みです。

5 提出物

(ア) 交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）

(イ) 補助金所要額調書兼医療従事者派遣実績報告書（様式第2-1号から様式第2-4号）

(ウ) 口座振替依頼書（様式第3号）

(エ) 振込先の通帳の写し（表紙と見開きのカタカナ記入の部分）等

※申請者と口座振替依頼書の口座名義人が異なる場合は、受領についての委任状を併せて提出してください。

6 申請受付期間

随時、受け付けます。

※各期間（第1期間～第4期間）をそれぞれ一括して作成し、派遣終了後、随時提出してください。

※各期間において、交付申請は1回ずつのみとなります。

7 申請期限

第1期間：令和3年12月24日（金）（消印有効）

第2期間：令和4年4月15日（金）（消印有効）

第3期間：令和4年8月31日（水）（消印有効）

第4期間：令和4年10月31日（月）（消印有効）

8 提出先

〒730 - 8511 広島県広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局ワクチン政策担当（ワクチン企画グループ）

9 申請の流れ

①補助の対象となるか確認してください。

※医療機関が派遣手当等を負担していない場合は、対象となりません。

※医療機関に所属していない医師・看護師・准看護師・歯科医師等が派遣された場合、又は、医療従事者が個人として従事した場合は補助対象外です。

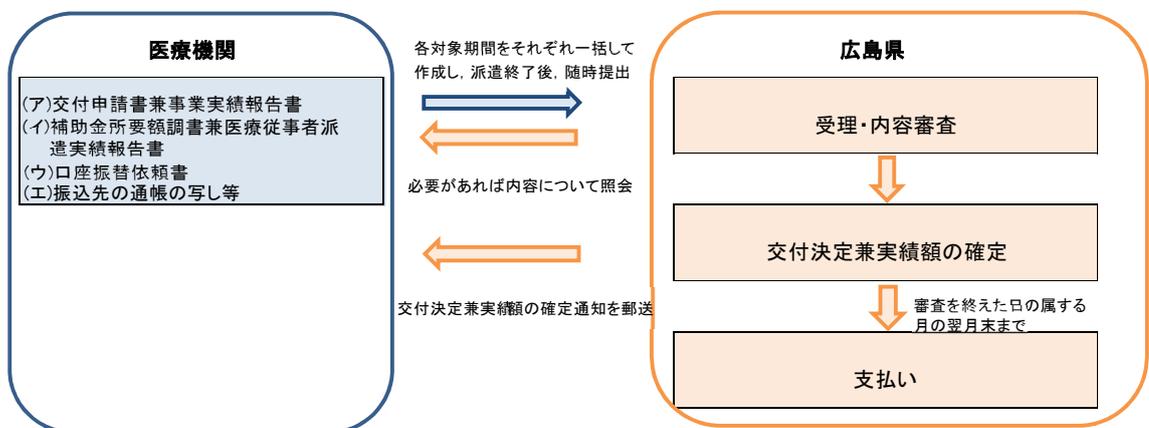
※他の補助金との重複経費は、補助対象経費から除外されます。

（派遣に要する経費について、市町から何らかの補助を受けた場合は、その部分は補助対象外となります。※要するに、二重交付はできません。）

②申請書類を作成し、広島県へ提出してください。

③広島県で申請内容を審査の上、適当と認めた場合には、交付決定兼実績額の確定通知を郵送します。

④審査を終えた日の属する月の翌月末までに、指定の口座にお振込みします。



時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金(医療分)交付要綱(以下「県要綱」という。)に定める時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る補助金(以下「補助金」という。)に関して、県要綱第11条の規定に基づき、県要綱第4条及び県要綱第9条の規定によることができない手続について定めるほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(基準額)

第2条 県要綱別表第2欄に定める知事が必要と認めた額は、ワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者の派遣を行った医療機関(派遣元)ごとに、次により算出された額の合計額とする。

- (1) 医師 1人1時間当たり 7,550 円×知事が必要と認めた時間数
- (2) 看護師等 1人1時間当たり 2,760 円×知事が必要と認めた時間数

(対象期間)

第3条 本補助金の交付対象となる期間は、第1期間(令和3年4月1日から同年12月4日まで)、第2期間(令和3年12月5日から令和4年3月末まで)、第3期間(令和4年4月1日から同年8月6日まで)及び第4期間(令和4年8月7日から9月30日まで)の各期間とする。

(交付の申請等)

第4条 県要綱第4条及び県要綱第9条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請及び実績報告は、別記様式第1号の申請書兼事業実績報告書によるものとする。

- 2 前項の申請書兼事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金所要額調書兼医療従事者派遣実績報告書(別記様式第2-1号~2-4号)
 - (2) 口座振替依頼書(別記様式第3号)
 - (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書兼事業実績報告書の提出期限は、第1期間実施分については令和3年12月24日、第2期間実施分については令和4年4月15日、第3期間実施分については令和4年8月31日、第4期間実施分については令和4年10月31日とする。

(補助金の交付)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する交付決定及び額の確定を行った日の属する月の翌月末までに、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第6条 補助事業者は、交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に関するQ&A

※国のQ&Aを抜粋したものです。実際の運用・解釈は厚生労働省の補助金交付要綱等に従うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

広島県健康福祉局ワクチン政策担当作成 (R4.7.27更新)

Q1	医療機関に属していないフリーの医師・看護師個人に補助できるか。	A1	本事業は、派遣元の医療機関に対する補助であり、医療機関に属していないフリーの医師・看護師(個人)は対象になりません。
Q2	医師が1人しかいない医療機関(医師=事業主の場合)等については、派遣元の医療機関に対する補助として整理すれば補助可能か。	A2	可能です。
Q3	対象となる「医療機関」とは、医療法第一条の五で規定する「病院」及び「診療所」を指すのか、同法第一条の二の2で規定する「医療提供施設」を指すのか、どちらか。	A3	医療機関は、病院及び診療所です。
Q4	派遣元の「医療機関」には歯科診療所も含まれるのか。	A4	歯科診療所も含まれます。
Q5	本事業の上限額として、医師7,550円、看護師2,760円とあるが消費税はどのように考えるのか。	A5	消費税も含めた上限になります。

<p>Q6 「時間外・休日の医療機関」からの派遣が補助対象となるとされているが、時間外・休日は、どのような場合が該当するのか。</p>	<p>A6 「時間外・休日の医療機関」の「時間外・休日」は、診療報酬の時間外加算・休日加算を参考にして、「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、以下が標準となります。</p> <p>「時間外」は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日以外の日を終日診療日とする医療機関における当該休診日。ただし、午前中及び午後6時以降を診療時間とする医療機関等、標準によることが困難な医療機関については、<u>その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱います。</u></p> <p>「休日」は、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3号に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱います。 ※お盆休みを設けている場合であっても、休診日として標榜していなければ、休日・時間外の対象とはなりません。</p>
<p>Q7 A病院には診療科が複数あり、診療科ごとに休診日が異なる。(例)A病院としての休診日は日曜日のみ。B診療科の休診日は水曜日と日曜日とする。)B診療科の医師が水曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の派遣として本財政支援を受けられるか。</p>	<p>A7 「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診であることをもって対象となるものではありません。</p>
<p>Q8 医療機関Aが通常の診療時間の一部(例:金曜14時～17時など)を休診とし、休診とした時間帯に当該医療機関の医師等を集団接種会場に派遣した場合は、対象となるか。</p>	<p>A8 当該医療機関が休診について予め表示した上で、医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は、時間外として補助の対象となり得ます。このため、休診について予め表示すれば、対象となります。</p>
<p>Q9 派遣される医師・看護師が、派遣元の医療機関におけるシフト上、時間外・休日に該当する場合に補助対象となるか。</p>	<p>A9 「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、派遣される医療従事者が勤務シフト外であることをもって対象となるものではありません。</p>
<p>Q10 派遣先から医療従事者個人に対して報償が支払われているが、実態としては、「医療機関の職員がその医療機関の了解のもと、集団接種会場へ行く」場合、当該職員が不在の間の派遣元医療機関の体制確保のための費用として、派遣元の医療機関が申請することは可能か。</p>	<p>A10 可能です。</p>

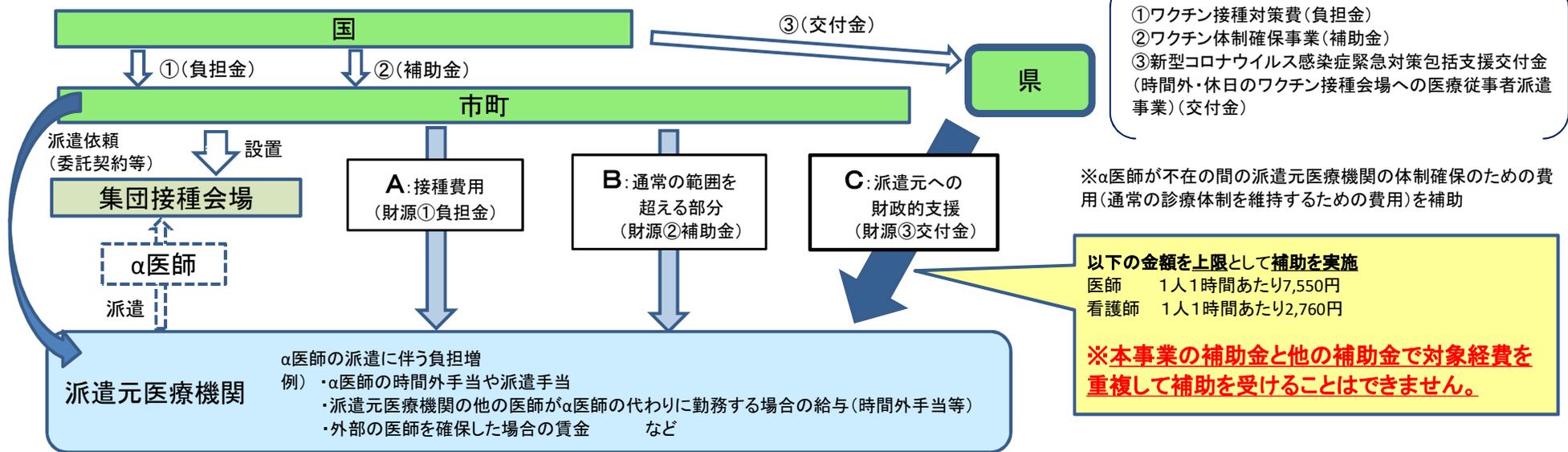
<p>Q11 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」における看護師等の「等」にはどの医療従事者まで含まれるのか。</p>	<p>A11 「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」の「医師以外の医療従事者」については、ワクチン接種を行う看護師・准看護師・歯科医師・救急救命士・臨床検査技師が対象となります。(薬剤師や事務職員を含みません。)</p>
<p>Q12 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣について、歯科医師を派遣する場合は、補助の上限額はいくらになるのか。</p>	<p>A12 歯科医師1人1時間当たり、2,760円が補助の上限額になります。</p>
<p>Q13 県内で自治体が開設する全ての集団接種会場が対象となるのか。</p>	<p>A13 本県においては、緊急事態宣言による緊急事態措置の実施等の県内の実状に応じて、県内で市町が開設する全ての集団接種会場を対象としています。また、県が設置する集団接種会場も対象となります。</p>
<p>Q14 職域接種での集団接種会場への派遣も対象となるか。</p>	<p>A14 職域接種は対象となりません。</p>
<p>Q15 市町と医師会との業務委託契約により医師・看護師等を手配し、出務料が委託料として医師会に支払われ、その後、医師会から各医師・看護師等に支払いが行われた場合も対象となるのか。</p>	<p>A15 本事業は、派遣元医療機関に対して補助を行うものであり、派遣元医療機関が負担する派遣された医師、看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等も対象経費となり得ます。 ただし、本事業の補助金と他の補助金で対象経費を重複して補助を受けることはできませんので、派遣元医療機関において、本事業の補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないように、それぞれの用途を切り分けて整理するようにしてください。</p>

<p>Q16 大学医学部に所属する医師・看護師が時間外・休日に集団接種会場に派遣された場合、大学を医療機関とみなし、本事業の対象となるか。</p>	<p>A16 集団接種会場に医療従事者を派遣する派遣元の医療機関が対象となります。大学を含め、医療機関でない場合には、補助の対象とはなりません。</p>
<p>Q17 「1人1時間あたり」とあるが、移動時間や休憩時間を含めてよいのか。</p>	<p>A17 集団接種会場においてワクチン接種業務に従事した時間が対象となります。ワクチン接種業務として準備や経過観察、待機、補助・見回りを行う時間は対象となり得ますが、休憩時間・移動時間は対象なりません。効率的なワクチンの接種の実施のため、看護師でなくとも行える業務は、看護師以外が行ってください。</p>
<p>Q18 接種会場での従事時間が1.5時間の場合、上限額はどう計算するのか。</p>	<p>A18 例えば医師で1.5時間の場合、7,550円/時間×1.5時間が上限になります。</p>
<p>Q19 一つの医療機関が同日に3名の医師を派遣し、各人が2時間25分従事した場合はどう計算するのか。</p>	<p>A19 原則として、派遣された者ごとの上限額であり、例えば医師で2時間25分が3人の場合は、それぞれ「7,550円/時間×145/60時間」が上限となります。</p>
<p>Q20 A市が集団接種会場の運営を医療機関Bに委託等し、医療機関Bが集団接種会場となる場合、当該医療機関Bは補助対象となるか。</p>	<p>A20 当該医療機関Bが、集団接種会場である医療機関B自身に医療従事者を派遣することは通常考えにくい(補助対象にはならない)と思われます。</p>

<p>Q21 医療機関の職務命令等に基づかず、医師等個人が医療機関の兼業許可を受けるなどして、時間外・休日に集団接種会場でワクチン業務に従事し、市町から謝礼を受け取る場合、本事業の対象となるのか。</p>	<p>A21 医療従事者が医療機関と関係なく集団接種会場に行った場合ではなく、医療機関が医療従事者を集団接種会場に派遣した場合に対象となり得るものです。(職務命令等を行うかは医療機関の判断によります。)</p>
<p>Q22 派遣された医師・看護師等への派遣手当の支給がなければ、本事業の対象とならないのか。</p>	<p>A22 派遣元医療機関が負担する派遣された医師・看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料のほか、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等も対象経費となり得るものであり、派遣された医師・看護師等への派遣手当の支給が必ず必要とはなっていません。</p>
<p>Q23 補助金の対象となる期間はいつからいつまでか。</p>	<p>A23 対象となる期間は 第1期: 令和3年4月1日～令和3年12月4日(申請〆切令和3年12月24日) 第2期: 令和3年12月5日～令和4年3月31日(申請〆切令和4年4月15日) 第3期: 令和4年4月1日～令和4年8月6日(申請〆切令和4年8月31日) 第4期: 令和4年8月7日～令和4年9月30日(申請〆切令和4年10月31日) となります。各対象期間をそれぞれ一括して申請書を作成し、派遣終了後に御提出ください。</p>

<参考:Q10, Q15関連>

派遣元医療機関がα医師を派遣した場合のイメージ(市町からの負担金・補助金との関係)



市町村と派遣元医療機関との契約内容が以下の場合

【パターンⅠ】 Aに時間外・休日に係る接種費用分を計上している場合
⇒派遣元医療機関への支払いは、AとC(重複しない)

【パターンⅡ】 Aに時間外・休日に係る接種費用分を計上しているが、さらに通常を超える対応等の費用をBに計上している場合
⇒派遣元医療機関への支払いは、AとBとC
ただし、Bで計上した費用はCでは計上できない。(重複できない。)

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業
(個別接種促進のための支援事業)に係る補助金の取扱い

令和4年7月27日
広島県健康福祉局ワクチン政策担当

1 事業内容

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、支援を行います。

2 補助対象機関

4に記載の支給要件を満たす県内医療機関(診療所・病院)

3 対象期間

- 第1期間(7月末まで): 令和3年5月9日(日)から令和3年7月31日(土)
- 第2期間(8月, 9月): 令和3年8月1日(日)から令和3年10月2日(土)
- 第3期間(10月, 11月): 令和3年10月3日(日)から令和3年12月4日(土)
- 第4期間(12月, 1月): 令和3年12月5日(日)から令和4年2月5日(土)
- 第5期間(2月, 3月): 令和4年2月6日(日)から令和4年3月31日(木)
- 第6期間(4月, 5月): 令和4年4月1日(金)から令和4年6月4日(土)
- 第7期間(6月, 7月): 令和4年6月5日(日)から令和4年8月6日(土)
- 第8期間(8月, 9月): 令和4年8月7日(日)から令和4年9月30日(金)

4 補助対象経費

【診療所】

項目	支給要件	支給額
(1)	週100回以上の接種を4週間以上実施	2,000円/回 (100回以上接種の週のみ)
(2)	週150回以上の接種を4週間以上実施	3,000円/回 (150回以上接種の週のみ)
(3)	50回以上/日の接種を実施	10万円/日 (50回以上接種の日のみ)

※同一の週において、(1)～(3)を重複して支援を受けることはできません。

※(1)、(2)の4週間は、期間内であれば連続した週である必要はありません。

※週150回以上の接種をした週は、週100回以上の接種をした週として取扱うことができます。

※(3)は、(1)、(2)の要件を満たさない週に属する日に限ります。

【病院】

項目	支給要件	支給額
(1)	50回以上/日の接種を実施	10万円/日 (50回以上接種の日のみ)
(2)	特別な接種体制を確保した場合であって、 50回以上/日の接種を週1日以上 実施した週が4週以上	・医師: 7,550円/人時 ・看護師等: 2,760円/人時 (1)に加えて交付)

※「特別な接種体制の確保」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、いずれも接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象とな

ります。ただし対象となるのは50回以上の接種実績がある日に限ります。
※(2)の4週間は、期間内であれば連続した週である必要はありません。
※(2)の「看護師等」とは、特別な体制による接種業務に従事した者であり、職種は限定していません。

〔留意事項〕

※交付算定基礎額は接種回数により算定してください。予診のみを実施した場合は実績には計上しないでください。

※消費税は反映しません。

※接種費用(2,070円/回)等の請求との整合性を図ってください。

接種費用(2,070円/回)の請求については、市町又は広島県国民健康保険団体連合会において審査を受けることとなりますが、審査において接種の実施について支払いが認められなかった場合は、個別接種促進のための支援事業の対象とはならないので、請求しないでください。既に請求済の場合は、訂正の報告を速やかに行ってください。

5 提出物

(ア) 交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)

(イ) 実績報告書内訳 (様式第2号)

(ウ) 請求書 (様式第3号)

(エ) 振込先の通帳の写し (表紙と見開きのカタカナ記入の部分) 等

※申請者と請求書の口座名義人が異なる場合は、受領についての委任状を併せて提出してください。

6 申請受付期間

それぞれの期間(第1期間、第2期間、第3期間、第4期間、第5期間、第6期間、第7期間、第8期間)で取りまとめたうえで、対象期間最終週の初日が属する月の翌月末までに申請を行ってください。

対象となる期間	申請期間
第1期間 令和3年5月9日～令和3年7月31日	～令和3年8月31日
第2期間 令和3年8月1日～令和3年10月2日	令和3年10月20日～令和3年10月31日
第3期間 令和3年10月3日～令和3年12月4日	令和3年12月20日～令和3年12月31日
第4期間 令和3年12月5日～令和4年2月5日	令和4年2月18日～令和4年2月28日
第5期間 令和4年2月6日～令和4年3月31日	令和4年4月20日～令和4年4月30日
第6期間 令和4年4月1日～令和4年6月4日	令和4年6月6日～令和4年6月30日
第7期間 令和4年6月5日～令和4年8月6日	令和4年8月8日～令和4年8月31日
第8期間 令和4年8月7日～令和4年9月30日	令和4年10月3日～令和4年10月31日

7 申請期限

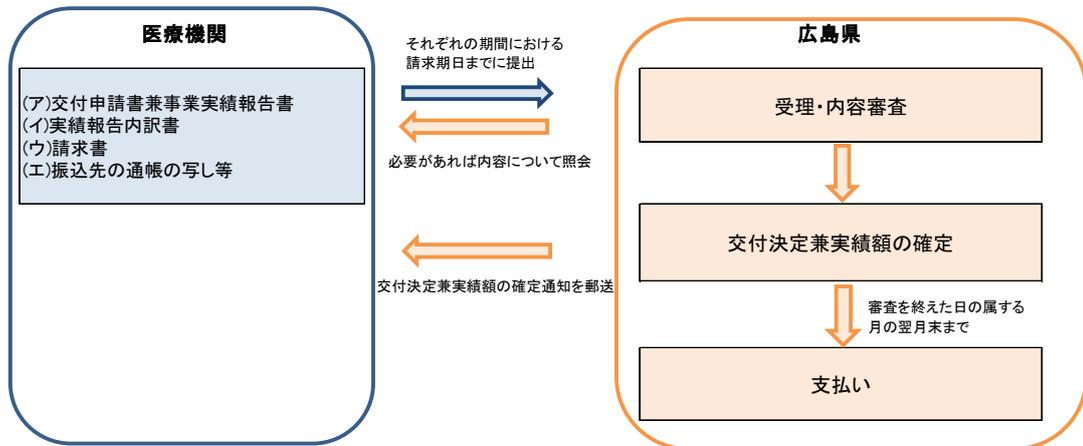
- ・第1期間（7月末まで）：令和3年8月31日（火）（消印有効）
- ・第2期間（8月，9月）：令和3年10月31日（日）（消印有効）
- ・第3期間（10月，11月）：令和3年12月31日（金）（消印有効）
- ・第4期間（12月，1月）：令和4年2月28日（月）（消印有効）
- ・第5期間（2月，3月）：令和4年4月30日（土）（消印有効）
- ・第6期間（4月，5月）：令和4年6月30日（木）（消印有効）
- ・第7期間（6月，7月）：令和4年8月31日（水）（消印有効）
- ・第8期間（8月，9月）：令和4年10月31日（月）（消印有効）

8 提出先

〒730 - 8511 広島県広島市中区基町 10-52
広島県健康福祉局ワクチン政策担当（ワクチン企画グループ）

9 申請の流れ

- ①申請書類を作成し，広島県へ提出してください。
- ②広島県で申請内容を審査の上，適当と認めた場合には，交付決定兼実績額の確定通知を郵送します。
- ③審査を終えた日の属する月の翌月末までに，指定の口座にお振込みします。



新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業
(個別接種促進のための支援事業)に係る補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）交付要綱（以下「県要綱」という。）に定める新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業）に係る補助金（以下「補助金」という。）に関して、県要綱第11条の規定に基づき、県要綱第3条の規定によることができない算定方法並びに県要綱第4条及び県要綱第9条の規定によることができない手続について定めるほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 県要綱第3条の規定にかかわらず、補助金の交付額は、次表第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める事業内容に応じて第3欄に定める基準額により算出された額の合計額とする。

1 区分	2 事業内容	3 基準額
診療所	(1)それぞれの対象期間において、100回以上接種した週（(2)の要件を満たす場合は、その要件を満たす根拠とした週を除く。）が4週以上ある場合	週100回以上接種した週について、接種回数1回当たり2,000円
	(2)それぞれの対象期間において、150回以上接種した週が4週以上ある場合	週150回以上接種した週について、接種回数1回当たり3,000円
	(3)それぞれの対象期間において、(1)及び(2)の要件を満たす根拠とした週以外の週に、1日50回以上の接種を行った日がある場合	1日50回以上の接種を行った日について、1日当たり10万円
病院	(1)それぞれの対象期間において、1日50回以上の接種を行った場合	1日50回以上の接種を行った日について、1日当たり10万円
	(2)それぞれの対象期間において、通常診療とは別に接種のための特別な人員体制を確保した場合で、1日50回以上の接種を行った日がある週が対象期間内に4週以上ある場合	1日50回以上の接種を行った日について、医療従事者1人1時間当たり次の額 医師 7,550円 医師以外 2,760円

(対象期間)

第3条 前条に規定する対象期間は、第1期間（令和3年5月9日から同年7月末まで）、第2期間（令和3年8月1日から同年10月2日まで）、第3期間（令和3年10月3日から同年12月4日まで）、第4期間（令和3年12月5日から令和4年2月5日まで）、第5期間（令和4年2月6日から同年3月末まで）、第6期間（令和4年4月1日から同年6月4日まで）、第7期間（令和4年6月5日から同年8月6日まで）及び第8期間（令和4年8月7日から同年9月30日まで）の各期間とする。

2 対象期間における週の考え方は、日曜日から土曜日までとする。

(交付の申請)

第4条 県要綱第4条及び県要綱第9条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請及び実績報告は、別記様式第1号の申請書兼事業実績報告書によるものとする。

2 前項の申請書兼事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告内訳書(別記様式第2号)

(2) 請求書(別記様式第3号)

(3) その他知事が必要と認める書類

3 交付申請及び実績報告は、それぞれの対象期間で取りまとめたうえで行うこととし、第1項の申請書兼事業実績報告書の提出期限は、それぞれの対象期間最終週の初日が属する月の翌月末とする。

(補助金の交付)

第5条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する交付決定及び額の確定を行った日の属する月の翌月末までに、前条の申請に係る支払いを行うものとする。

(補助金の返還)

第6条 補助事業者は、交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

個別接種促進のための支援事業に関するQ&A

※国のQ&Aを抜粋したものです。実際の運用・解釈は厚生労働省の補助金交付要綱等に従うこととなりますので、あらかじめご了承ください。
広島県健康福祉局ワクチン政策担当作成 (R4.7.27更新)

Q1	1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか。	A1	日曜日から土曜日で算定することとしています。
Q2	1日50人の範疇に産業医が契約企業に赴き行う集団接種(65歳以下含む)の人数は含まれるのか。	A2	市町が実施する集団接種は対象外です。
Q3	接種回数のカウントについて、診療所や病院の入院患者に接種した回数もカウントに入れてよいか。	A3	本事業において対象者の別は問いません。 医療従事者や高齢者施設従事者、診療所や病院の入院患者等を対象とした接種も含めて問題ありません
Q4	接種回数には、集団接種である大規模接種会場・市町特設会場の実績は含まれないとされているが、職域接種も対象外か。	A4	企業内診療所が実施した場合や、外部の医療機関が企業に出張して実施した場合は、「個別接種促進のための支援事業」の対象となりません。 一方、社員が外部の医療機関に出向いて職域接種を実施した場合は、当該外部の医療機関において「個別接種促進のための支援」の対象となります。(個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せしてください。) ただし、中小企業や大学等以外の大企業等の職域接種の場合は対象外です。
Q5	医療機関が市町の施設を借りて接種を行う場合は、集団接種となるのか。	A5	医療機関が実施するものは、場所に関わらず「個別接種」となります。

<p>Q6 市町が接種場所の提供を行い、その会場で診療所が実施主体として接種を実施する場合には個別接種の対象となるのか。(接種費用の請求についても診療所が実施している場合)</p>	<p>A6 個別接種として実施している場合は、場所に関わらず個別接種促進の支援策の対象となります。 なお、一医療機関に対して市町が接種場所の便宜を図ることについては、適切に理由を整理してください。</p>
<p>Q7 コロナワクチンの接種施設としての登録(通常の利用請求)は「病院」名で行っているが、実際に使用している接種会場は併設する「診療所」であり、対応するスタッフの多くが「診療所」のスタッフである場合、「診療所」として本件事業を請求することは可能か。</p>	<p>A7 個別接種促進のための支援策は、個別接種を規定の回数以上行う場合に適用されるものであるため、接種費用の請求と主体が異なることはありません。</p>
<p>Q8 診療所や病院での接種実績には、予診のみとなった場合も含めてよいのか。</p>	<p>A8 当該事業は、接種回数に対する支援のため、予診のみの場合は実績に含めないでください。</p>
<p>Q9 個別接種促進のための支援について、7月末までとされていたものが当面の間継続することとなったが、5月10日の週から3月31日までに4週間以上行えば要件を満たすこととなるのか。</p>	<p>A9 令和3年5月10日の週から7月末まで、8月・9月、10月・11月、12月・令和4年1月、2月・3月、4月・5月、6月・7月、8月・9月のそれぞれにおいて、当該期間内に要件を満たす週が4週以上ある場合に支援の対象となります。例えば、7月末までに4週を満たしたものの、8月・9月中には4週を満たさなかった場合は、前者(7月末まで)は支援の対象ですが、後者(8月・9月中)は支援の対象になりません。</p>
<p>Q10 病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合、当該場所における接種は、診療所に対する個別接種促進のための支援の対象となるのか。</p>	<p>A10 診療所を開設してその診療所での接種実績については、診療所に対する個別接種促進のための支援の対象となります。(病院での実績と合算はできません。)</p>

<p>Q11 50回／1日を計算するにあたって、深夜12時を超えて接種した日があった場合は、どのように計算すればよいのか。</p>	<p>A11 1日の考え方は、0時から24時までで、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。</p>
<p>Q12 診療所に対する支援のうち、週100回以上の接種及び週150回以上の接種に係る4週間の要件は、連続した週である必要があるのか。</p>	<p>A12 4週間の考え方は、期間内で通算4週間で、必ずしも連続して4週間という意味ではありません。</p>
<p>Q13 診療所への接種回数に応じた加算について、週100回以上の接種を行った週が4週以上ある場合に達成となり加算されるが、4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるのか。</p>	<p>A13 対象となりません。</p>
<p>Q14 令和3年9月の最終週、令和3年11月の最終週、令和4年5月の最終週、令和4年7月の最終週、令和4年9月の最終週はそれぞれ令和3年10月・12月・令和4年6月・8月・10月の第1週目を含むこととなるが、算定期間の最終日は、9月・11月・5月7月の末日か、それとも最終週が属する土曜日(10月2日、12月4日、6月5日、8月6日)のいずれか。また、1月・3月の取扱いについてはどうか。</p>	<p>A14 令和3年9月、11月、令和4年1月、5月、7月についてはそれぞれの月の末日が属する週の土曜日(10月2日、12月4日、2月5日、6月5日及び8月6日)です。令和4年3月については3月31日、令和4年9月については9月30日です。</p>
<p>Q15 「医師・看護師等」の看護師等はどこまで含まれるのか。受付業務や接種者の補助の役割を担う事務員やその他の医療従事者、駐車場の誘導員等を派遣会社から雇用した場合にも対象となるのか。</p>	<p>A15 本事業の対象は、特別な体制に含まれ接種業務に従事した方です。(接種業務により生じる通常業務の穴埋め人員は対象外) 職種は限定されていませんので、薬剤師やワクチン接種会場の事務職員も含まれます。また、当該病院でコロナワクチン接種を行ったために、駐車場が混雑して誘導員がいなければ支障が生じるような場合において、コロナワクチン接種に係る特別な体制の必要人員として配置したのであれば、コロナワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。ただし、対象となる日は、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、期間内に4週間以上ある場合で、条件を達成した週に属する50回以上／日の接種を行った日の業務に限ります。</p> <p>※「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」で対象となる「看護師等」については、薬剤師や事務職員を含みませんので、ご注意ください。</p>

<p>Q16 病院で特別な体制を組んで50回以上／日の接種を対象期間中に4週以上行う場合の支援について、ワクチン接種の準備や後始末の時間も対象に含まれるのか。</p>	<p>A16 含まれます。 ワクチン接種業務に従事している時間であれば、ワクチン接種のために待機している医師や、接種の補助又は見回りをしている看護師についても対象となります。</p>
<p>Q17 特別な体制を確保した病院に対する支援について、A病院で特別な体制を確保した上で、B病院へ毎週1日に限り当該体制を派遣し、B病院は当該体制をもってワクチン接種チームとして特別な体制を確保している。B病院は、A病院に対して都度一定の謝礼を支出している場合、本事業の対象となるのはA病院とB病院のいずれか。</p>	<p>A17 医療従事者を確保して特別な体制を構築して個別接種を行っているのは、B病院であるため、支援対象はB病院となります。</p>
<p>Q18 大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合又は、大学の附属病院に接種対象者が出向いて接種を受ける場合は、職域接種促進のための支援の対象外であり、個別接種促進のための支援対象になるが、大学の附属病院の範囲は。</p>	<p>A18 学校教育法で定める「大学」の附属施設として設置される病院が該当します。 なお、大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合及び大学の附属病院に接種対象者が出向いて接種を受ける場合は、個別接種促進のための支援の対象となります。(個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せしてください。)</p>
<p>Q19 医師の時間が2.5時間だった場合に、1時間未満の端数の取扱いはどうするのか。</p>	<p>A19 「(特別体制)医師の延べ時間」については、日曜から土曜を足しあげた週計の段階で1時間未満(分)について切り捨てることとしています。 ※「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」と計算方法が異なるため、ご注意ください。</p>